平成31年3月15日、志賀町役場議場において本会議を再開した。 (午後2時00分 開議)

(出席議員16名)

中谷松助 1番 2番 田晃悦 福 3番 稲 岡 健太郎 4番 南 正紀 5番 寺 井 強 6番 堂 下 健 一 7番 南 政 夫 8番 下 池 外巳造 9番 須 磨 隆 正 10番 越後敏明 田中正文 11番 12番 冨澤軒康 13番 櫻井俊一 14番 林 一 夫 15番 戸 坂 忠寸計 16番 久木拓栄

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町		長	小	泉		勝
副	町	長	庄	田	義	則
教	育	長	間	嶋	正	剛
総務	落 課	長	新	田	辰	巳
富 来	支 所	長	本	吉	茂	樹
企画	財政課	長	Щ	下	光	雄
情報	推進課	長	門	口	和	彦
税。務	落 課	長	岡	部		亮
住戶	記 課	長	西		清	孝
健康	福祉課	長	Щ	口	勝	好

荒 川 仁 環境安全課長 商工観光課長 浜 村 大 農林水産課長 北 富美夫 まち整備課長兼上下水道室長 関 田 勝 行 富来病院事務長 智 川畑 会計管理者(会計課長) 高野 正 学校教育課長 山本政人 生涯学習課参事 平井 清

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長出 崎 茂 男議会事務局参事前 田 稔議会事務局主幹宮 川 信 顕

(議事日程)

日程第1諸般の報告

- 日 程 第 2 町長提出 報告第1号及び第2号、議案第1号ないし第35号並びに 請願第1号ないし第3号(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日 程 第 3 町長追加提出 議案第36号及び第37号(提案理由説明、質疑、委員 会付託、討論、採決)
- 日 程 第 4 議会改革に係る調査の件(委員長報告、質疑)
- 日程第5季員会提出発委第1号ないし第4号(趣旨説明、質疑、討論、採決)
- 日 程 第 6 議員提出 発議第1号ないし第3号(趣旨説明、質疑、委員会付託、 討論、採決)
- 日 程 第 7 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

(開議)

南政夫議長 ただ今の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

議会だより掲載のため、写真撮影を許可します。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 諸般の報告

南政夫議長 日程に入り、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告を終ります。

日程第2 町長提出 報告第1号及び第2号、議案第1号ないし第35号並びに請願第1号ないし第3号(委員長報告、質疑、討論、採決)

南政夫議長 次に、町長提出 報告第1号及び第2号、議案第1号ないし第35号並びに 請願第1号ないし第3号を一括して議題とします。

以上の各件の委員会における審査の経過及び結果について、委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長 櫻井俊一君。

櫻井俊一総務産業建設常任委員会委員長はい、議長。

総務産業建設常任委員会委員長報告をします。

今定例会において、本委員会に付託されました議案11件と請願1件について、 8日に審査しましたのでご報告します。

議案第9号 志賀町地域公共交通活性化基金条例については、地域公共交通の活性化を目的とした基金条例を新たに制定するとの説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号 志賀町小規模企業振興基本条例については、小規模企業の成長・発展と地域経済の活性化を目的とした条例を新たに制定するとの説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号 消費税及び地方消費税の税率改定に伴う関係条例の整理に 関する条例については、消費税率の引き上げに伴い、公共料金を改定するため関係条例を改正するとの説明を受け、採決した結果、全会一致で可決すべきものと 決しました。

次に、議案第15号 志賀町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、国家公務員にならい、超過勤務命令を行うことができる上限を定めるなど、所要の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致

で可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号 志賀町水道技術管理者の資格基準等に関する条例の一部を 改正する条例については、関係法令の改正により、水道技術管理者の資格要件な ど、所要の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべき ものと決しました。

次に、議案第21号及び第22号は、志賀町道路線の認定についてであります。町道第174号みらいとうぶ3号線、町道第6089号栢木大福寺線として新たに認定するとの説明を受け、採決した結果、いずれも全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号 地域共生型施設「花のミュージアム フローリィ」の指定 管理者の指定については、北陸電力株式会社を指定管理者とするとの説明を受け、 採決した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号 二級河川の指定の変更に関する意見については、石川県知事から、二級河川日用川水系の指定の変更について意見を求められたものであり、議案第25号 準用河川の指定の変更については、準用河川日用川水系の指定を変更するものであります。採決の結果、いずれも全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号 志賀町過疎地域自立促進計画の一部変更については、過疎 対策事業債の対象事業を追加するため、計画の変更を行うものとの説明を受け、 採決した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、請願第3号 憲法の9条の改定に反対し、憲法を生かした政治の実現を 求める意見書採択についての請願については、紹介議員や事務局から説明を受け、 審査した結果、賛成少数で不採択すべきものと決した次第であります。

以上、総務産業建設常任委員会委員長報告といたします。

南政夫議長 教育民生常任委員会委員長 福田晃悦君。

福田晃悦教育民生常任委員会委員長はい、議長。

教育民生常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会において、教育民生常任委員会に付託されました議案7件、請願2件について、去る6日に委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査しましたので、その経過及び結果についてご報告申し上げます。

まず、議案第10号 志賀町交流センター条例については、旧熊野小学校体育館を改修し、新たに熊野交流センターとして設置するため本条例を制定するものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

続いて、議案第12号 志賀町防災センター条例については、西浦地区の放射線 防護施設として西浦防災センターを整備したので、既に整備済の富来防災セン ター、稗造防災センターと合わせて、新たな条例を制定するものとの説明を受け、 採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。なお、審査にあた り、西浦防災センターの現地確認を行っております。委員からは、施設の維持管 理費や今後の活用方法について質問がなされ、担当課から詳細な説明を受けてお ります。

続いて、議案第14号 志賀町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例については、関係法令の改正により、地方自治体が独自に低い利率で災害援護資金の貸付けが可能とされ、保証人を立てない貸付けに加え、償還方法の月賦払いが可能とされたことから所要の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

続いて、議案第16号 志賀町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例については、関係法令等の改正により、 放課後児童支援員の資格要件を拡充するための改正を行うものとの説明を受け、 採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

続いて、議案第17号 志賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、国民健康保険の制度改革により、被保険者の資格適用除外の規定について所要の改正を行うものであり、議案第18号 志賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、関係法令の改正に伴い、課税限度額の基準について所要の改正を行うとの説明を受け、採決の結果、いずれも全会一致をもって可決すべきものと決しました。

続いて、議案第20号 志賀町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する 条例については、町立富来病院の施設老朽化等により、特別室や割高の個室への 入室希望者が減少していることに伴い、病室の利用料金を見直し、患者満足度や 個室利用度の向上、収益の増収を図るため所要の改正を行うものであります。採 決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しましたが、審査に際し、委員 からは、個室の利用頻度等について質問がなされ、担当課から詳細な説明を受けております。

最後に、請願第1号 国に国保への国庫負担増を求める請願、及び請願第2号 75歳以上の後期高齢者医療自己負担を2割にしないことを国に求める請願書については、紹介議員から請願者の願意の説明を受け、審査した結果、いずれも賛成 少数をもって不採択すべきものと決した次第であります。

以上、教育民生常任委員会委員長報告といたします。

南政夫議長 予算決算常任委員会委員長 南正紀君。

南正紀予算決算常任委員会委員長はい、議長。

予算決算常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会において、予算決算常任委員会に付託されました平成30年度各会計の 補正予算に係る専決処分の報告2件と議案8件、平成31年度各会計の当初予算に 係る議案9件につきまして、去る7日、11日、12日の延べ3日間にわたり委員会 を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経 過及び結果についてご報告申し上げます。

本委員会につきましては、議長を除く全議員で構成された委員会でありますので、審査経過については省略させていただきますが、審査にあたりましては、住民福祉の観点はもとより、住民ニーズを的確に反映しているか、限られた財源が効率よく配分されているかなど、事業の必要性や効率性に主眼を置き審査したところであります。

その結果、議案第27号 平成31年度志賀町一般会計予算、第32号 ケーブルテレビ事業特別会計予算、第33号 水道事業会計予算、第34号 下水道事業会計予算につきましては、賛成多数をもって可決し、他の15案件につきましては、全会一致をもって可決又は承認すべきものと決した次第であります。

なお、町執行部におかれましては、本委員会の審査において各委員から出されました意見、要望等を十分に踏まえ、町民の負託に応えられるよう、なお一層、無駄の排除、経費の節減に努めながら、適正かつ的確なる予算執行に当たられることを要望いたしまして、予算決算常任委員会委員長報告といたします。

南政夫議長 委員長報告を終ります。

(質 疑)

南政夫議長 これより、委員長報告に対する質疑を許します。

(発言なし)

南政夫議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(討 論)

南政夫議長 これより、各件に対する討論に入ります。

町村議会の運営に関する基準第98条により、討論は一括して行うことを許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

南政夫議長 1番 中谷松助君。

中谷松助議員はい、議長。

日本共産党の中谷松助です。私は、議案第13号 消費税及び地方消費税の税率 改定に伴う関係条例の整理に関する条例について、議案第27号 平成31年度志賀 町一般会計予算について、議案第32号 平成31年度志賀町ケーブルテレビ事業特 別会計予算について、議案第33号 平成31年度志賀町水道事業会計予算について、 議案第34号 平成31年度志賀町下水道事業会計予算についてを反対の立場から、 請願第1号 国に国保への国庫負担増を求める請願、請願第2号 75歳以上の後 期高齢者医療自己負担を2割にしないことを国に求める請願書、請願第3号 憲 法9条の改定に反対し、憲法を生かした政治の実現を求める意見書採択について の請願については、討論のための登壇は1回のみですので、賛成の立場から討論 を行います。

まず、議案第13号及び第27号、議案第32号ないし第34号は、いずれも本年10月からの消費税10パーセント増税を見込んだ条例改正と会計予算であります。10月を待たずに飲食料品値上げの発表が相次ぐ中、ごく一部に、据え置き、抑制されたものもありますが、大方は転嫁する方向での利、使用料改定の会計予算であります。

消費税10パーセント増税は、統計不正問題の解明の中で、昨年1年間の実質賃金がマイナスだったことがわかり、増税の根拠は崩れています。弱い者いじめの

消費税10パーセント増税はストップで、日本共産党は、引き続き奮闘するものであります。

また、議案第27号 来年度一般会計予算では、新たに風しん予防追加対策や上野地内町道拡幅、高浜町地内町道国道旭ヶ丘線の融雪設備整備、町道前川沿い高浜羽咋線のガードレールや歩道設備道路改良、高浜町地内千鳥ヶ浜第2排水区雨水対策、広域農道大坂山トンネル内照明のLED化、町道地頭町中浜線融雪設備整備、富来領家町夕陽丘公園の遊具設置などなど、福祉や生活密着型の安心安全施策など、評価される点が多々あるわけでありますが、一方で、これは毎年の予算計上で、任意の事実上の志賀原発再稼働推進団体である志賀原発環境安全対策協議会への広報委託料を含む補助金が435万円あります。

任意で団体組織をつくられるのは、まったく自由なわけでありますが、今やどの世論調査でも半数以上の多くの国民が再生エネルギーで脱原発を唱えている中、事実上の志賀原発再稼働推進団体の志賀原発環境安全対策協議会への補助金は、如何なものかと思います。よって、私は、来年度一般会計予算へは、この点も強調して反対をするものであります。

以上、議案第13号及び議案第27号、議案第32号ないし議案第34号に対し、反対の討論といたします。

次に、請願第1号 国に国保への国庫負担増を求める請願についてであります。 全国どこでも高すぎる国民健康保険税が住民を苦しめ、滞納者へのペナルティー によって保険証を取り上げられた人が、受診が遅れて死亡するなどの悲惨な事態 が起こっています。

国保は、無職者、年金生活者、非正規雇用の労働者が多く加入し、医療保険の中で所得が最も低い反面、1人当たりの保険税は、中小企業の労働者が加入する協会けんぽの1.3倍、大企業の労働者が加入する組合健保の1.7倍にのぼります。国保には、家族の人数に応じて負担が増える均等割があるため、子育て世帯などは、国保と協会けんぽの保険料の格差は、何と2倍に広がります。

全国知事会、全国市長会、全国町村会などの地方団体は、こうした問題を解決するために、1兆円の公費投入増を全国知事会など、国の財政投入により国保税を協会けんぽの保険料並みに引き下げることを求めています。高すぎる国保税を引き下げ、格差を解消することは、住民の暮らしと健康を守るためにも、子育て

支援にも、国保の持続可能性と医療保険制度全体の安定のためにも重要な課題です。軍事費の拡大をやめ、暮らし福祉最優先に税財政を見直して、必要な財源を確保すべきと思います。

よって、私は、請願第1号 国に国保への国庫負担増を求める請願には、賛成といたします。

次に、請願第2号 75歳以上の後期高齢者医療自己負担を2割にしないことを 国に求める請願書についてであります。国の経済財政諮問会議や財政制度審議会 で、後期高齢者医療の自己負担を1割から2割にする負担増が審議されています。 社会保障審議会においても論議が開始されました。

この負担増の計画に対して、老人クラブや医療関係団体から慎重な意見が相次いでいます。遅くとも来年の通常国会に改正法案が提出されることが考えられます。高齢者の7割が所得100万円未満であり、厳しい生活を強いられています。生活を支える唯一の公的年金は減らされ続け、年金収入が生活保護基準を下回る世帯が3割に迫っています。後期高齢者医療制度の特例軽減措置も今年度までと廃止されました。

医療費自己負担の2割化は医療機関の利用を大きく阻害し、高齢者のいのちを縮めるものであります。75歳以上の後期高齢者医療自己負担を2割にしないためには、富裕層の所得税や大企業の法人税の優遇税制を正せば財源は確保できます。よって、私は、請願第2号 75歳以上の後期高齢者医療自己負担を2割にしないことを国に求める請願書には、賛成といたします。

次に、請願第3号 憲法9条の改定に反対し、憲法を生かした政治の実現を求める意見書採択についての請願についてであります。安倍首相は、昨年の日本国憲法施行70周年記念日である5月3日に、憲法9条の改定で、自衛隊を条文に明記し2020年の施行を目指すと、9条改憲を表明しました。

その後、国民の中で、改定を急ぐべきではないとの声が広がり、昨年12月10日を会期とする臨時国会には、衆参憲法審査会への改正案の提示はできませんでした。にもかかわらず、今年1月4日から6日にかけての年頭会見で、安倍首相は、「具体的な改憲案を示し、国会で活発な議論を通じて国民的な議論や理解を深める努力を重ねていくことが国会議員の責務だ」とか、「新しい時代の幕開けとなる年だ。憲法改正を含めた新たな国づくりに挑戦する1年にしていきたい」とか、

さらには、「2020年の新憲法施行という自身の目標に気持ちはまったく変わりはない。スケジュールは国会が決めていくことになる」と表明しています。

そもそも憲法99条は、「国務大臣、国会議員、その他の公務員は、この憲法を尊重し、擁護する義務を負う」となっています。首相が期限を切って改憲を述べることは、憲法擁護義務違反です。首相の改憲案の9条1項、戦争放棄と、2項、戦力不保持はそのままにして、新たに3項以降に自衛隊を明記することは、事実上、9条を死文化、空文化させるものであり、自衛隊は何の制約もなく海外での武力行使に道が開かれます。9条を180度転換させるもので、絶対に容認できるものではありません。

昨年末のすべての各種世論調査結果では、憲法9条改正については、急ぐ必要はないとする国民が50パーセント以上から60パーセント台を示しています。国民の多数は9条改憲に反対であり、世界に誇る9条を守り、逆に、憲法を生かす政治の実現こそが今求められています。

よって、私は、請願第3号 憲法9条の改定に反対し、憲法を生かした政治の実現を求める意見書採択についての請願については、賛成といたします。

以上、請願第1号ないし第3号に対しましても、議員各位におかれましては、 特段のご配慮を賜りますようお願いを申し上げまして、私の反対と賛成の討論と いたします。ありがとうございました。

南政夫議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

福田晃悦議員はい、議長。

南政夫議長 2番 福田晃悦紀君。

福田晃悦議員 私は、議案第27号 平成31年度志賀町一般会計予算についてから第35号 平成31年度志賀町立富来病院事業会計予算についてまでの平成31年度予算に係 る9議案に対し、賛成の立場から討論いたします。

まず、議案第27号 平成31年度志賀町一般会計予算についてですが、町長は、 先の提案理由説明で、新年度予算の編成にあたり、歳入において、志賀原子力発 電所の大規模資産償却に係る固定資産税等の減収により厳しい状況が続く中、公 共施設の老朽化対策や住民の大切な足となるコミュニティバス更新事業、各種証 明書をコンビニで取得することができるコンビニ交付サービス事業などの住民生 活に直結する重要な施策に、前向きに取り組む姿勢を述べておられました。 また、その他の事業として、若者の移住・定住を狙いとした、住宅地みらいと うぶの更なる整備や公営住宅ますほの丘住宅ファミリー棟整備事業、新たな子育 て・出産支援として、全国的に流行している風疹の接種費用の助成事業、そして、 近年頻発しております自然災害に対する防災対策の充実と強化については、待っ たなしの取り組みであります。

さらには、地域の安全や活性化のためにご尽力いただいている各種団体への補助金等の予算計上など、官民一体となったまちづくりに配慮した予算案であり、第2次総合計画に掲げる「魅力と笑顔にあふれ、未来に躍進するまち」にふさわしい施策が盛り込まれているものと評価するところであります。

その他、前述の住民の生命を守り健康増進を図る各保険事業特別会計及び診療所・病院事業会計、住民の生活環境の向上に資する下水道関係の各特別会計及び水道事業会計、また、生活の質を向上させるケーブルテレビ事業特別会計など、いずれの会計にも住民福祉の向上に不可欠な事業が盛り込まれており、予算の一つひとつの事業には、平成31年度1年間の思いが込められている重要な議案であると認識しております。

これらを勘案するに、新年度予算案はその施策、計上予算額のすべてにおいて、適切かつバランスの取れたものであり、人口減少や高齢化といった課題に正面から取り組み、本町の魅力を更に引き出すため、議案第27号から第35号までのすべての予算議案には、賛意をもって可決すべきものと考えるところであります。その他、残余の議案につきましても、住民福祉の観点からすべてに賛意を表すとともに、議員各位の良識なるご判断でのご賛同をお願いし、私の賛成討論といたします。

南政夫議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

南正紀議員はい、議長。

南政夫議長 4番 南正紀君。

南正紀議員 私は、請願第3号 憲法9条の改定に反対し、憲法を生かした政治の実現 を求める意見書採択についての請願に対し、反対の立場で討論をいたします。

我が国は、先の世界大戦後、再び戦争の惨禍を繰り返すことのないよう猛省を し、平和国家の建設を目指して努力を重ねてきました。恒久的世界平和は、日本 国民の念願であります。この平和主義の理想を掲げる日本国憲法は、第9条に戦 争放棄、戦力不保持、交戦権の否認に関する規定を置いていますが、我が国が独立国である以上、この規定は主権国家としての固有の自衛権を否定するものではありません。

主権国家たる者、自衛力を保持することは当然であり、必要最小限度の実力を保持することは、憲法上認められるものと考えられます。このような考えに立ち、憲法のもと、専守防衛を国の防衛の基本的な方針として、実力組織としての自衛隊を保持し、その整備を推進し、運用が図られてきました。

そのような考えに基づき、いわゆる攻撃的兵器を保有することは、直ちに自衛 のための必要最小限度の範囲を超えることとなるため、いかなる場合にも許され ないと考えられております。

しかしながら、世界的に戦力の増強や性能向上が進む中、とりわけ近隣の国に おいても大幅な戦力強化が図られており、それに合わせ、我が国の自衛力も更新 していくべきであることは理解しなければなりません。

このように、国防に特化した能力のみを与えられた自衛隊については、多くの 国民が国の安全保障、外国からの侵略防止に今後力を入れるべきと考えており、 日米の安全保障体制と自衛隊とで、日本の安全を保持することが重要であること も理解されております。今や国民に十分支持されている自衛隊が違憲であると論 じられることには大きな疑問を感じます。

先の大戦以来、我が国が戦争を起こしてこなかった最大の理由は、国民が大いに反省をし、平和な世界を希求し続けてきた結果であり、その意思は、我が国の国民性として根付いたものであります。憲法9条の改正が、自衛隊による他国への侵攻や他国間同士の紛争等に武力介入等を行うことを目的としていないことは明白であります。

国家の最大の責務である、「国民の生命財産を守るべき自衛隊を、憲法上明確化することを認めず」といった考え方は国防を否定するものとも捉えられ、国民の利益、つまりは、志賀町民の利益に大きく反するものであります。この際、憲法9条については、大いに議論するべき時に至ったと考えるとともに、自衛隊の存在についても明確化することが、国益に資すると考えます。加えて、本請願につきましては、特定の政党色が極めて色濃く、およそ志賀町民の意思をくみ取ったものであるとは感じられません。これらを勘案し、本請願には賛同しかねるも

のであります。

議員各位におかれましては、良識あるご判断のもとご賛同いただきますことを お願い申し上げ、請願第3号に対する反対討論といたします。

南政夫議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

南政夫議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

南政夫議長 他にありませんか。

(発言なし)

南政夫議長 討論を終結します。

(採 決)

南政夫議長 これより、採決します。

まず、町長提出 報告第1号 専決処分の承認について(平成30年度志賀町一般会計補正予算(第5号))を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、原案承認であります。本件は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立15名)

南政夫議長 起立全員。

よって、本件は、委員長報告のとおり承認されました。

続いて、町長提出 報告第2号 専決処分の承認について(平成30年度志賀町 農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号))を採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、原案承認であります。本件は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南政夫議長ご異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長報告のとおり承認されました。

続いて、町長提出 議案第1号 平成30年度志賀町一般会計補正予算(第6

号) についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立15名)

南政夫議長 起立全員。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第2号 平成30年度志賀町国民健康保険特別会計補正 予算(第2号)について、ないし第8号 平成30年度志賀町立富来病院事業会計 補正予算(第2号)についてを一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。各案は、委員長報 告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南政夫議長ご異議なしと認めます。

よって、各案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第9号 志賀町地域公共交通活性化基金条例について、 ないし第12号 志賀町防災センター条例についてを一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。各案は、委員長報 告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南政夫議長ご異議なしと認めます。

よって、各案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第13号 消費税及び地方消費税の税率改定に伴う関係 条例の整理に関する条例についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立14名)

南政夫議長 起立多数。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第14号 志賀町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、ないし第20号 志賀町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南政夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、各案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第21号 志賀町道路線の認定について(町道第174号 みらいとうぶ3号線)、ないし第26号 志賀町過疎地域自立促進計画の一部変更 についてを一括して採決します。

お諮りします。

各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。各案は、委員長報告のと おり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南政夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、各案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第27号 平成31年度志賀町一般会計予算についてを採 決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおりに決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立14名)

南政夫議長 起立多数。

よって、本案は、委員長のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第28号 平成31年度志賀町国民健康保険特別会計予算 について、ないし議案第31号 平成31年度志賀町立診療所事業特別会計予算につ いてを一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南政夫議長ご異議なしと認めます。

よって、各案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第32号 平成31年度志賀町ケーブルテレビ事業特別会 計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおりに決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立14名)

南政夫議長 起立多数。

よって、本案は、委員長のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第33号 平成31年度志賀町水道事業会計予算について を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおりに決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立14名)

南政夫議長 起立多数。

よって、本案は、委員長のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第34号 平成31年度志賀町下水道事業会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立14名)

南政夫議長 起立多数。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第35号 平成31年度志賀町立富来病院事業会計予算に ついて採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南政夫議長ご異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、請願について採決いたします。

請願第1号 国に国保への国庫負担増を求める請願についてを採決します。

本請願に対する委員長の報告は、不採択であります。本請願は、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立2名)

南政夫議長 起立少数。

よって、本請願は、不採択と決しました。

続いて、請願第2号 75歳以上の後期高齢者医療自己負担を2割にしないことを国に求める請願書についてを採決します。

本請願に対する委員長の報告は、不採択であります。本請願は、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立2名)

南政夫議長 起立少数。

よって、本請願は、不採択と決しました。

続いて、請願第3号 憲法9条の改定に反対し、憲法を生かした政治の実現を 求める意見書採択についての請願についてを採決します。

本請願に対する委員長の報告は、不採択であります。本請願は、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立2名)

南政夫議長 起立少数。

よって、本請願は、不採択と決しました。

日程第3 町長追加提出 議案第36号及び第37号(提案理由説明、質疑、委員会付託、討論、採決)

南政夫議長 次に、本日、町長から追加提出のありました、議案第36号 平成30年度志 賀町一般会計補正予算(第7号)について、及び第37号 工事請負変更契約の 締結について「平成30年度農業集落排水事業(機能強化)直海地区施設改修工 事」を一括して議題とします。

両案に対する提案理由の説明を求めます。

小泉町長。

小泉勝町長はい、議長。

去る2月26日に提出しました案件に追加して、本日提出することをお認めいただいた、平成30年度志賀町一般会計補正予算(第7号)、及び工事請負変更契約の締結に係る議案2件について、その概要をご説明申し上げます。

議案第36号 平成30年度志賀町一般会計補正予算(第7号)については、歳入では、国の補正予算の内示による国及び県支出金や地方債の追加を主とし、歳出では、担い手確保・経営強化支援事業及び志賀中学校体育館非構造部材耐震化対策事業の追加による所要額の補正のほか、繰越明許費の補正を行うものであります。

議案第37号 工事請負変更契約の締結については、平成30年度農業集落排水事業 (機能強化) 直海地区施設改修工事について、アムズ株式会社 代表取締役谷口敏と5,174万2,800円で工事請負変更契約を締結するため、志賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上で追加提案の説明を終わりますが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議のうえ、適切なるご決議を賜りますようお願いを申し上げます。

_	政夫		그자 ㅂㅁ	2 447	10	- L	
巫	IMT —	毒牛	불교 비디	を終わ) ()	47	
-	ᄣᄾ	NATE LIKE	ロカバワ	て かきねっ	, .,	A 9 ^	

(質 疑)

南政夫議長 これより、両案に対する質疑を許します。

(発言者なし)

南政夫議長ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(委員会付託省略)

南政夫議長お諮りします。

両案につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略 したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南政夫議長ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略することに決しました。

(討論)

南政夫議長 これより、両案に対する討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

南政夫議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

南政夫議長 ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

(採 決)

南政夫議長 これより、採決します。

採決は、起立によって行います。

まず、町長提出 議案第36号 平成30年度志賀町一般会計補正予算(第7号) についてを採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立15名)

南政夫議長 起立全員。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第37号 工事請負変更契約の締結について「平成30年 度農業集落排水事業(機能強化)直海地区施設改修工事」を採決します。 本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立15名)

南政夫議長 起立全員。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議会改革に係る調査の件(委員長報告、質疑)

南政夫議長次に、議会改革に係る調査の件を議題とします。

会議規則第41条第1項の規定により、本件の特別委員会における調査の経過及び結果について、委員長の報告を求めます。

議会改革調査特別委員会委員長 冨澤軒康君。

冨澤軒康議会改革調査特別委員会委員長 はい、議長。

それでは、議会改革調査特別委員会委員長報告をいたします。

本特別委員会は、議会改革に関する調査及び議会基本条例に関する調査を目的 として、平成28年6月に設置され、これまでに5回の先進地視察と延べ62回の委 員会を開催し、議会改革に必要と思われる12項目について、調査・検討を重ねて まいりました。

(午後2時56分 久木議員退室)

本委員会では、これまで平成29年の第2回定例会と30年の第2回定例会で調査の中間報告を行ってきましたが、本年2月15日に調査が終了したことから、本定例会に、議会改革に関する報告書を提出することを決した次第であります。本日は、これまでの調査の経過及び結果についてご報告いたします。

議場に配付させていただきました、議会改革に関する報告書の2ページをご覧ください。ここには、12項目の検討項目とその調査結果が記載されておりますので、1項目ずつ要約し説明をいたします。

まず、1番目の「地方自治法第96条第2項の議決事件」についてであります。 議決事件、いわゆる、議決の対象となるものについては、地方自治法第96条第 1項に規定されており、具体的には、「条例を設け又は改廃すること」、「予算を 定めること」、「決算を認定すること」など、15項目がその対象となります。そし て、地方自治法第96条第2項には、これら15項目以外にも、町の条例で議決事件 を定めることができるとなっております。 現在、志賀町の条例では、今後10年間のまちづくりの理念を謳った「志賀町総合計画に係る基本構想」を議決事件として定めておりますが、本委員会では、これ以外に議決事件にするようなものはないか検討いたしましたが、当面の間は、現状どおりという結論に至った次第であります。

次に、2番目の「議会先例集」についてであります。

議会先例集とは、法律や町の条例等に記載されていないような議会の運用方法をこと細かく規定したもので、いわば、議事運営上の判断基準となるものであります。本委員会では、判断のブレを防止する意味合いにおいて、議会先例集は必要であるとの結論に至り、議会先例集の案を作成した次第であります。

(午後2時59分 久木議員入室)

次に、3番目の「地方自治法第100条第12項の協議の場について」であります。この協議の場というのは、議会で行われる重要な会議等を協議の場として定めることで、公式な会議として取り扱うことができるというものであります。具体的には、会議規則の中で協議の場として定義すれば、公式な会議となり、費用弁償や公務災害補償の適用を受けることができます。

志賀町議会では、これまで、全員協議会のみが協議の場となっておりましたが、 本委員会で検討した結果、全員協議会のほかに、委員長会議、常任委員長会議、 議会研修会、議会報告会を新たに協議の場として会議規則に定義することに決し た次第であります。

これに伴い、志賀町議会会議規則の一部改正案を、本定例会に委員会提出議案として提出することとしております。さらに、委員長会議、常任委員長会議、議会研修会を費用弁償の支給対象とするため、志賀町議会議員等の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正案についても委員会提出議案として提出することとしております。

次に、4番目の「委員会の再編について」であります。

現在、議会の委員会には、町の事務について審査するための常任委員会、議会 運営全般について協議するための議会運営委員会、特定の事件について調査する ための特別委員会があります。

ここでは、主に、原子力発電所を調査するための原子力発電所対策特別委員会の調査のあり方について議論が集中をしました。この委員会の調査目的は、志賀

原子力発電所の安全対策、防災計画等の問題に関することでありますが、全員協議会の場でも原子力発電所の事案を取り扱うこともあることから、その区分や権限について検討をしてまいりました。

その結果、原子力発電所対策特別委員会では、原子力発電所や国のエネルギー 政策についての調査・研究等を取り扱い、全員協議会では、志賀原子力発電所に 対する議会としての意思決定を行う事案を取り扱うことで、棲み分けを図ること にいたしました。

次に、5番目の「議員間討議」についてであります。

現在の委員会の審査においては、質疑応答が中心で、委員の意見表明や議員間の意見のやりとりもなく採決が行われているのが現状であります。議員間討議とは、議員がお互いに自由かっ達な討議をしながら理解を深め、審査の高度化を図ろうとするものであります。

本委員会では、これまでの形式的な審査形態では、議会の説明責任が十分に果たされないことから、重要案件については、議員間討議を導入すべきとの結論に 至り、議員間討議の実施要綱の案を作成した次第であります。

次に、6番目の「議会報告会」についてであります。

議会報告会は、議員が地域に出向き、直接、町民に対話して議会活動の状況を報告するもので、議会活動に対する町民の意見を聴く貴重な機会であります。

本委員会では、町民との連携を高めるために議会報告会は実施すべきとの結論に至り、議会報告会の実施要綱の案を作成した次第であります。

次に、7番目の「政務活動費」についてであります。

地方自治法には、議員の調査研究等のため必要となる経費の一部として、政務 活動費を交付することができるとされていますが、全国での相次ぐ不正受給によ り、政務活動費に対する世間の目は厳しいものとなっております。

政務活動費については、「議会の活性化や議員の資質向上につながるため、政 務活動費を導入すべきである」との意見があった一方で、導入に消極的な意見も ありました。

本委員会では、意見の一致点を見出すために、全員協議会の意見を聞きながら 議論した結果、時期尚早であるとの理由から、導入しないとの結論に至った次第 であります。 次に、8項目目の「タブレット端末」についてであります。

タブレット端末の導入については、予算を伴うことから、議論の焦点となったのは、導入費用に見合うだけの効果が見込めるのかということでありました。先進地視察や研修会を行いながら検討を進めてきた結果、タブレット端末は、ペーパレスや事務の負担軽減によるコストの削減だけでなく、議員の調査環境や情報伝達の面においても効果が見込めることから、導入すべきとの結論に至り、タブレット端末の使用基準の案を作成した次第であります。

次に、9番目の「一問一答方式」についてであります。

現在の一般質問では、議員が複数の項目をまとめて一度に質問し、町長等がその複数の質問をまとめて答弁をしております。このやり方を、一括質問・一括答弁方式と言いますが、これに対して、一問一答方式とは、議員が1項目ずつ質問して、町長等がその都度、答弁するやり方であります。

本委員会では、実際に、県内で一問一答方式を導入している輪島市議会と内灘 町議会を視察をしましたが、一問一答方式は、傍聴している方にもわかりやすく、 より一層の緊張感を生むことが期待されることから導入すべきとの結論に至り、 志賀町会議規則の一部改正案を本定例会に、委員会提出議案として提出すること を決した次第であります。

なお、一問一答方式の導入にあわせて、議場のレイアウトを見直すこととし、 質問をする議員の演壇を別に設け、執行部との対面式にすることを提案をさせて いただきます。

次に、10番目の「通年制」についてであります。

通年制とは、現在、年4回行われている定例会の会期を、年1回とし、会期の長さを1年間として運用するものであります。一般的には、通年制を導入することで、十分な会議時間が確保され、緊急の案件に迅速に対応できることが期待されておりますが、志賀町議会では、臨時会や協議の場の開催、閉会中の継続調査等により解消できることから、通年制は導入しなくていいとの結論に至った次第であります。

次に、11番目の「議会基本条例」についてであります。

地方分権時代における二元代表民主制のもと、議会は、執行機関の監視、調査、 政策形成及び提案機能を十分発揮しながら、憲法に定める地方自治の本旨の実現 を目指し、議会機能の強化を図っていく必要があります。このような観点から、 議会の目指すべき方向性や理念、目標等を明示した議会基本条例を制定する流れ が全国的に広まってきております。

そもそも議会改革調査特別委員会は、議会基本条例の制定を主たる目的として 設置された委員会でありますので、その制定に向けて、全国の先進地を視察し、 素案を作成し、各条文について議論を深めるなど、十分な時間をかけて取り組ん でまいりました。そして、このほど志賀町議会基本条例の案を作成し、今定例会 に提出することに決した次第であります。

それでは、基本条例の構成について説明をいたします。まず、第1章「総則」 から始まります。以後、「議会及び議員の活動原則」、「議会と町民との関係」、 「議会と行政との関係」という具合に、全部で第8章立てとなっております。

それでは、第1条に「条例の目的」として次のように掲げておりますので、読み上げたいというふうに思います。「この条例は、議会が果たすべき基本的な事項を定め、議会の役割を明確にするとともに、町民全体の福祉向上と豊かなまちづくりの進展に寄与することを目的とする」というものであります。

そして、最後の第19条には、「議会は、社会情勢の変化、町民の意見等を踏まえ、必要に応じてこの条例の見直しを行うものとする」と明記しております。これは、本条例の施行後においても、目的の達成状況や検証に努め、随時、見直しを図っていくことで、引き続き議会改革を推進していくということを示したものであります。

我々といたしましては、志賀町議会の精神的根幹とも言うべき本条例を議員が 自覚し、実践することが町民全体の福祉の向上につながるものと信じております ので、本条例について、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

そして、最後の項目になりますが、12番目の「議員定数・議員報酬」について であります。

検討にあたっては、全国の町村議会で同規模団体を抽出し、そのデータを参考にしながら慎重に議論を行ってきましたが、この問題につきましては、議員自身の身分に関する重要なことであるから、全員協議会に委ねることと決した次第であります。また、議員報酬につきましては、改選後に検討するという結論でありました。

以上で、12項目の説明を終わりますが、議会改革はこれで終わるわけではありません。最後になりますが、我々は、今後とも町民の負託に応えるべく、町民の皆さんに開かれた議会、町民の皆さんに信頼される議会を目指して、更に議会改革を推進していくことを宣言いたしまして、委員長報告とさせていただきます。

南政夫議長 報告を終わります。

(質 疑)

南政夫議長 これより、委員長報告に対する質疑を許します。

(発言者なし)

南政夫議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

日程第5 委員会提出 発委第1号ないし第3号(趣旨説明、質疑、討論、採決)

南政夫議長 次に、本日、議会改革調査特別委員会委員長から提出のありました、発委 第1号 志賀町議会基本条例について、ないし第3号 志賀町議会議員等の議 員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを 一括して議題とします。

(説明・質疑省略)

南政夫議長お諮りします。

各案につきましては、提出者の説明・質疑を省略したいと思います。 これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南政夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、提出者の説明・質疑は省略することに決しました。

(討 論)

南政夫議長 これより、各案に対する討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

南政夫議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

南政夫議長ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

南政夫議長 これより、採決します。

まず、委員会提出 発委第1号 志賀町議会基本条例についてを採決します。 採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立13名)

南政夫議長 起立多数。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

引き続き、委員会提出 発委第2号 志賀町議会会議規則の一部を改正する規 則についてを採決します。

採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立13名)

南政夫議長 起立多数。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

引き続き、委員会提出 発委第3号 志賀町議会議員等の議員報酬、期末手当 及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立14名)

南政夫議長 起立多数。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5 委員会提出 発委第4号(趣旨説明、質疑、討論、採決)

南政夫議長 続いて、議会運営委員会委員長 田中正文君から提出のありました、発委 第4号 志賀町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例についてを議題とし ます。 本案の提出者から説明を求めます。

議会運営委員会委員長田中正文君。

田中正文議会運営委員会委員長はい、議長。

ただ今、議題となりました、委員会提出議案第4号 志賀町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例につきまして説明を申し上げます。

本案は、議員の職責及び志賀町議会への住民の信頼の確保に鑑み、議員が町議会の議会等を長期にわたって欠席した場合、議員報酬及び期末手当を減額するための条例を新たに定めようとするものであります。

条例の内容でありますが、第1条では趣旨を、第2条では議員報酬の減額について、第3条では期末手当の減額について、第4条では適用除外について定めております。なお、施行期日につきましては、本年4月1日から施行し、同日以降に行われる会議等に欠席し、長期にわたって議会活動をしない議員の議員報酬及び期末手当について適用するものであります。

議員各位におかれましては、提案趣旨をご理解のうえ、何とぞご賛同いただき ますようお願い申し上げ、説明といたします。

南政夫議長	説明を終わりる	ます。			
		(質	疑)

南政夫議長 これより、本案に対する質疑を許します。

(質疑なし)

南政夫議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(討 論)

南政夫議長 これより、本案に対する討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

南政夫議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

南政夫議長 ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

(採決)

南政夫議長 これより、採決します。

委員会提出 発委第4号 志賀町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例に ついてを採決します。

採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立15名)

南政夫議長 起立全員。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議員提出 発議第1号ないし第2号(趣旨説明、質疑、委員会付託、討論、採 決)

南政夫議長 次に、本日、戸坂忠寸計君ほか3名から提出のありました、発議第1号 志賀町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について、及び第2号 志賀町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを一括して議題とします。

両案について、提出者から説明を求めます。

15番 戸坂忠寸計君。

戸坂忠寸計議員 はい、議長。

15番 戸坂忠寸計です。今回提出しました、発議第1号 志賀町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について、及び発議第2号 志賀町議会委員会条例の一部を改正する条例についての趣旨説明を申し上げます。

まず、発議第1号 志賀町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例 についてでありますが、議員定数については、議会改革調査特別委員会や議会全 員協議会での活発な議論を踏まえ、幾度となく議論が行われてきたところであります。

(午後3時19分 須磨議員退室)

先の12月定例会において、町民から提出されました、議員定数の削減を求める 請願については、当議会としての結論は、ご承知のとおり賛成少数により不採択 となった次第でありますが、私は、議員定数をはじめ、議員自らの進退や議会活動に係る事項は、他者から言われるまでもなく、然るべき時に自らがその判断を下すべきものとの考えから、請願の採択には賛意を表すことはできませんでした。

先の定例会の後、支援者や町民の方々と意見交換をしますと、議員が多いという意見ばかりではなく、地区に議員がいないと困るという方や町政の監視役がいるといった意見もあり、それぞれの考えや立場を再認識することができました。

我が町は、原発立地はもとより、著しい少子高齢化による過疎化が進展するなど、政治課題が山積し、議会の役割が高まると思う一方で、一旦、外に目を向けてみますと、全国的な議員定数削減の波が押し寄せており、定数問題は避けて通ることのできない事案となっているのは事実であります。

適正な議員定数とは何人なのか。適当に何人という言い方はできないと思います。しかし、改選期を迎え、避けて通れない課題と向き合うにあたり、近隣市町の先進事例を参考にするほか、町の人口動態や町内地区数、町行財政の観点、また、議事運営や委員会構成の視点、更には、前回の無投票という結果に裏打ちされた議員の成り手の問題など、これらすべて勘案し、熟慮したところ、志賀町議会の適正な議員定数は、現在の16人から2人を減じ、14人とする結論に至り、今回の定数改正議案を提出させていただきました。

次に、発議第2号 志賀町議会委員会条例の一部を改正する条例についてでありますが、この案件につきましては、議員定数を14人とすることに伴い、総務産業建設常任委員会、教育民生常任委員会、予算決算常任委員会の定数を変更するものであります。

具体的には、総務産業建設常任委員会8人、教育民生常任委員会が8人となっておりますが、今回の改正により、それぞれ7人ずつとするものであります。また、予算決算常任委員会につきましては、議長除く全議員ということで、15人から13人とするものであります。

なお、最後になりますが、来る4月の志賀町議会議員選挙においては、現在、 定員割れが予想される事態となっております。連続無投票選挙を回避するよう努 めることも議会としての当然の責務と考えておりますので、そういった観点から も議員定数の削減は必要だと考えております。

私の6期24年余りの議員生活を懸けた信念のもとでの定数条例及び委員会条例

の改正議案であります。議員各位におかれましては、それぞれのお考えや持論があるかと思いますが、現状や今後の志賀町議会のあり方を見据え、定数を14人にすることに、何とぞ理解とご賛同をいただきますようお願いを申し上げ、趣旨説明といたします。

南政夫議長 説明を終わります。

(午後3時24分 下池議員退室)

(質 疑)

南政夫議長 これより、両案に対する質疑を許します。

(質疑なし)

南政夫議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(委員会付託の省略)

南政夫議長お諮りします。

両案につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略 したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南政夫議長ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略することに決しました。

(討 論)

南政夫議長 これより、両案に対する討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

中谷松助議員 議長。

南政夫議長 1番 中谷松助君。

中谷松助議員 日本共産党の中谷松助です。

私は、議会議案 発議第1号 志賀町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について、発議第2号 志賀町議会委員会条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論をいたします。

2件の発議は、いずれも議員定数を削減するものであります。私は、昨年の12 月議会でも発言をさせていただきましたが、確かに、定数を削減すればどうかと いうお声があることは承知をいたしております。ただ、他市町に合わせるのでは なく、この機会に自らの原点を見つめ直した場合、決して多いとは思いません。

第1に、議員定数の法令上の決まり、基準はございません。第2に、減らせば それだけ町政へのチェック力が弱まります。第3は、減らせばそれだけ多様な地 域、町民の声が届きにくくなります。そして、何よりも減らすことによって当選 ラインが上がり、これからを担う若い方々や意欲ある方々が挑戦にくくなります。 これからは、特に、女性や若者の議会への参画を促し、迎え入れる歴史的な使命 もあると思います。まさに、多様な町民の意見が反映される議会であるべきと思 います。

よって、私は、議会議案 発議第1号及び発議第2号につきましては、反対と させていただき、現状維持を求めるものであります。

議員各位におかれましては、慎重なるご決議をお願い申し上げまして、私の反 対討論とさせていただきます。ありがとうございます。

南政夫議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

南正紀議員 議長。

南政夫議長 4番 南正紀君。

南正紀議員 私は、発議第1号 志賀町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する 条例、及び発議第2号 志賀町議会委員会条例の一部を改正する条例について、 賛成の立場で討論をいたします。

私は、約2年にわたり、議会改革調査特別委員会の一員として、当町議会の将来に向けて、有意義かつ町民の皆様にご理解いただける改革についての勉強を重ねてまいりました。

会議は実に活発に行われ、議会のあり方について多くの知識を得ることができ、 当委員会に所属できたことに大変を感謝しております。改革につきましては、ま だまだ道半ばではありますが、議会先例集の制定、議会基本条例の制定、町民の 皆様に向けた議会報告会の実施決定など、一定の道筋がつけられたものと考えて おります。

しかしながら、会議の最終盤に審議された議員定数の件については、残念なが

ら委員会内において、意見の一致を見ることはできませんでした。私自身は、議員定数の削減については、あるべき姿であると理解しておりますが、その時期については、いつが最適であるかとの判断には苦慮しておりました。

近隣自治体や全国的に削減の傾向があることは十分承知しておりますが、各自 治体におきましては、それぞれに独自の事情があり、自治体ごとに定数削減に対 する最適な時期があると考えております。

そのような中、昨年12月定例会におきまして、議員定数削減に関する請願について採決が行われましたが、当該請願につきましては、削減すべき定数が明記されていないなど、その内容に不明な点が見られました。さらには、定数削減に伴い議員報酬を上げるべきと論じられておりました。

私は、信念として、議員定数と議員報酬を関連付けて同時に論じるべきではないと考えております。町民の皆様から、議員定数削減の見返りとして、報酬を上げたとも誤解される可能性のある内容には理解を示すことはできず、これらを勘案し、当該請願には賛意を示しませんでした。

その後、本件が新聞等で報道されたことをきっかけに、町民の皆様の議員定数に対する関心は、日に日に高まってきていると感じます。地区から議員がいなくなることについての危機感も多く聞かれますが、定数は削減すべきとの声が強まっているとの実感があります。

議会改革調査特別委員会で議論してまいりましたが、町民の皆様の民意をくみ 取ることは、議会の最重点課題でもあります。現在の民意は定数削減にあると考 えられ、また、本件議案でも示されているとおり、前回選が無投票であった経過 も踏まえ、今が当町議会における定数削減の最適期であるとの判断に至りました。

よって、発議第1号に対しまして、強く賛意を表すものであります。加えて、 議員定数削減により委員会構成につきましては、その定数を変更する必要が生じ ますので、発議第2号につきましても賛意を表するものであります。

議員各位におかれましては、良識あるご判断のもとご賛同いただきますようお 願いを申し上げ、私の発議第1号、第2号に対します賛成討論といたします。

南政夫議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

南政夫議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

稲岡健太郎議員 議長。

南政夫議長 3番 稲岡健太郎君。

稲岡健太郎議員 3番 稲岡です。私は、議員提出 発議第1号 志賀町議会議員定数 を定める条例の一部を改正する条例に賛成の立場から討論を行います。

今、志賀町議会は、世間の批判の嵐の真っただ中にいると思います。先の12 月議会で、定数維持の方向性を示したにもかかわらず、この改選期になって削減を模索していると。私自身も身内から、「志賀町議会は何をしているんだ」、「何をみっともないことをしているんだ」と批判を受けました。

そういった批判が予見される中、前回の反対の表決から今度は削減のほうに議案を提出された戸坂議員に、心から私は敬意を表したいと思います。周りからの批判を受ける議会、批判を受けても自分達の身分のことは自分達で決めるという、先ほどの提出者からのご意見がございました。

私は、議会が批判を受けることよりももっと恐ろしいことが、その定数自体に 興味がない町民、議会のことがよくわからないからと言い政治離れが進む、また、 議会不要論が蔓延していくことが、もっともっと恐ろしいことだと私は思います。 今回、いくら批判を受けても議会の未来を考えて削減に踏み切った皆さんに私は 敬意を表しますし、前回、我々16名は無投票で議員になりました。

そして、今回、定員割れ、あるいは、無投票が報じられる中、このままでは志 賀町議会の未来はないと私は思っております。志賀町議会のため、ひいては町の 未来のために、今回の定数削減、皆様からの賛意をいただきたく、良識あるご判 断を切にお願い申し上げまして、私の賛成討論といたします。

南政夫議長次に、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

南政夫議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

南政夫議長 他にありませんか。

(発言なし)

南政夫議長 討論を終結します。

-------(採 決)

南政夫議長 これより、採決します。

この採決は、起立によって行います。

まず、議員提出 発議第1号 志賀町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立10名)

南政夫議長 起立多数。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

続いて、議員提出 発議第2号 志賀町議会委員会条例の一部を改正する条例 についてを採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立10名)

南政夫議長 起立多数。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議員提出 発議第3号(趣旨説明、質疑、委員会付託、討論、採決)

南政夫議長 続いて、寺井強君ほか2名から提出のありました、発議第3号 加齢性難 聴者に対する補聴器購入を支援する制度の創設を求める意見書についてを議題 とします。

(午後3時38分 須磨議員入室)

(午後3時38分 下池議員入室)

本案について、提出者から説明を求めます。

5番 寺井強君。

寺井強議員 はい、議長。

5番 寺井強です。今回提出しました、発議第3号 加齢性難聴者に対する補 聴器購入を支援する制度の創設を求める意見書につきましては、意見書の朗読を もって趣旨説明とさせていただきます。

加齢に伴う難聴は、誰にでも起こり得るものであり、65歳から74歳では3人に1人、75歳以上では約半数が難聴に悩んでいると言われています。近年、難聴により、音の刺激や脳に伝えられる情報量が少なくなることで、脳の萎縮や神経細

胞の弱まりが進み、それが認知症の発症に大きく影響することが明らかになってきました。また、難聴のためコミュニケーションが上手くいかなくなると、人との会話を避けるようになり、次第に抑うつ状態に陥ったり、社会的に孤立してしまう危険もあります。

補聴器をつけ、「よい聞こえ」を維持していれば脳が活性化し、家族や友人とのコミュニケーションを楽しむことで、認知症の予防につながる可能性が高いと言われていますが、補聴器は高額で保険が適用されないため、購入者の重い負担となっています。国は、補装具費支給制度により、補聴器の購入に要した費用を一部支給しますが、制度の対象は、身体障害者手帳の交付対象となる重度・高度難聴の場合のみとなっています。

よって、国におかれては、高齢になっても生活の質を落とさず、心身ともに健 やかに過ごすことができるよう、高齢化の進展に伴い増加が予想される加齢性難 聴者に対する補聴器購入を支援する制度を創設するよう強く要望します。

以上でありますが、議員各位におかれましては、提案趣旨をご理解され、ご賛 同いただきますようお願い申し上げ、説明といたします。

南政夫議長 説明を終わります。

(質 疑)

南政夫議長 これより、本案に対する質疑を許します。

(質疑なし)

南政夫議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(委 員 会 付 託 の 省 略)

南政夫議長お諮りします。

本案につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略 したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南政夫議長ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略することに決しました。

(討 論)

南政夫議長 これより、本案に対する討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

南政夫議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

中谷松助議員 議長。

南政夫議長 1番 中谷松助君。

中谷松助議員 日本共産党の中谷松助です。私は、議会議案 発議第3号 加齢性難聴者に対する補聴器購入を支援する制度の創設を求める意見書について、賛成の立場から討論を行います。

近年、難聴が認知症の発症に大きく影響することが明らかになっています。できるなら、補聴器を付け、より生き生きとした生活を営むことが望まれます。そのためにも、本意見書に賛成するものでありますが、特に、補聴器購入の保険適用を強く求めることを申し添えまして、私の賛成討論といたします。

南政夫議長 中谷議員、今の申し添える件は省かせていただきます。討論だけにしてく ださい。次に、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

南政夫議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

南政夫議長 他にありませんか。

(発言なし)

南政夫議長 討論を終結します。

(採 決)

南政夫議長 これより、採決します。

この採決は、起立によって行います。

議員提出 発議第3号 加齢性難聴者に対する補聴器購入を支援する制度の創設を求める意見書についてを採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立15名)

南政夫議長 起立全員。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

南政夫議長 次に、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配付のとおり、所管事務調査の閉会中の継続調査の申し出がありましたので、これを議題とします。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南政夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上のとおり決しました。

(閉 議 ・ 閉 会)

南政夫議長 以上をもちまして、今定例会の議事すべてを終了しました。

小泉勝町長議長。

南政夫議長 町長が発言を求めておりますので、これを許可します。

小泉勝町長 発言の機会をいただき誠にありがとうございます。2月26日に開会した、 平成31年第1回志賀町議会定例会の閉会にあたり、議員の皆様方にお礼を申し 上げます。

今議会では、一般会計のほか特別会計及び企業会計を合わせて9会計の平成31 年度当初予算をご審議いただきました。そのほか、平成30年度の補正予算、条例 の制定及び一部改正などについて、いずれも慎重審議のうえにも円滑にすべて可 決していただき、心から御礼を申し上げます。今定例会の会期中に、議員各位か らいただきましたご指摘やご提案などは、その趣旨を十分に踏まえて、町の将来 像の実現に向けて、町政に反映させていただきたいと考えております。

来る4月21日には、志賀町議会議員選挙が執行されます。立候補を予定されている議員の皆様には、全力を挙げて頑張っていただき、またこの議場にてお会い

できますよう心から祈念を申し上げます。

そして、今季をもって勇退されます戸坂議員、須磨議員、下池議員におかれましては、長期にわたり町政発展のためご尽力をいただきましたこと、心から御礼と感謝を申し上げます。皆様方におかれましては、一町民になっても志賀町発展のため、お力添えをいただきますよう心からお願いを申し上げまして、平成31年第1回の志賀町議会定例会の閉会にあたってのお礼のご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

南政夫議長 平成31年第1回志賀町議会定例会は、本日をもって閉会します。

(午後3時49分 閉会)

議長報告

- 1 議長報告第3号 財政援助団体等監査の結果について (ミズノスポーツサービス株式会社)
- 2 議長報告第4号例月出納検査の結果について(平成31年2月25日実施)
- 3 議長報告第5号

入札結果報告

(平成31年1月30日 10件)

(平成31年2月14日 22件)

(平成31年2月27日 5件)

(平成31年3月8日 10件)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

志賀町議会議長 南 政 夫

志賀町議会議員 中谷 松助

志賀町議会議員 久木 拓 栄